

家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書概要(H24.3)

つながりが創る豊かな家庭教育 ～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～

家庭教育をめぐる現状と課題

家庭環境の多様化や地域社会の変化

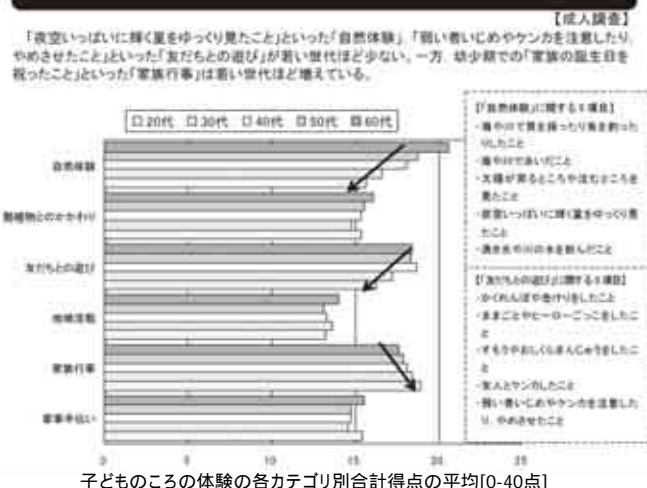
- ・多様化する家庭が抱える様々な課題
- ・自然な教育的営みが困難になった家庭生活の変化
- ・子育て家庭の社会的孤立

現代の子どもの育ちをめぐる課題

- ・社会性や自立心等の育ち
- ・体験の格差や経済格差の子どもの育ちへの影響懸念

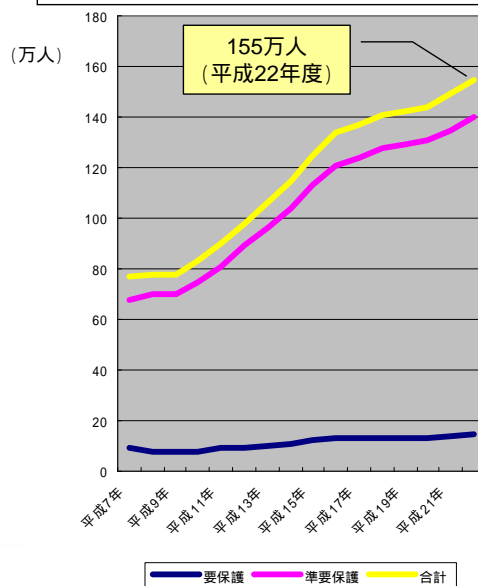
子どもの頃の自然体験や友達との遊び体験

◇ 年代が若くなるほど、子どもの頃の自然体験や友達との遊びが減ってきている。



独立行政法人 国立青少年教育振興機構：子どもの体験活動の実態に関する調査研究(平成22年度)

要保護及び準要保護児童生徒数の推移



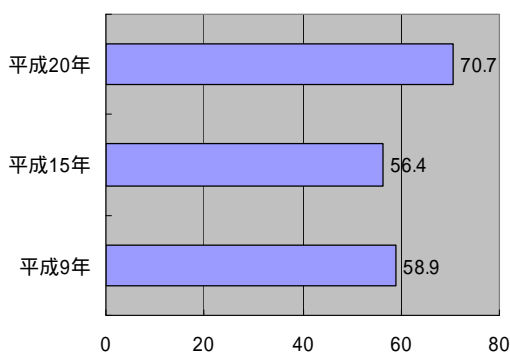
文部科学省：要保護及び準要保護児童生徒数について(平成22年度)

家庭教育をめぐる現状と課題

家庭の教育力の低下と認識されているが、...

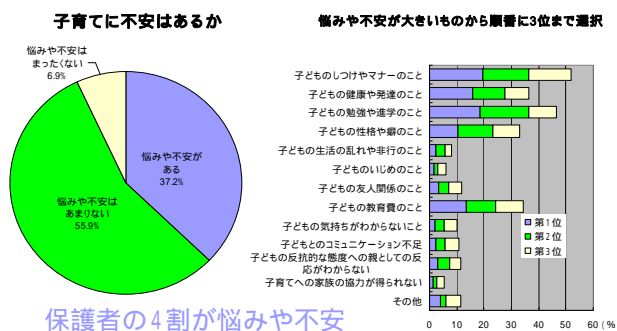
家庭は家庭教育に努力している傾向！

生活リズムのしつけをする保護者の増加



ベネッセ教育研究開発センター：子育て生活基本調査報告書(幼児版)平成21年度

子育てについての悩みや不安



文部科学省委託調査：家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究(平成20年)

家庭教育が二極化

- ・家庭生活に余裕がなく家庭教育を行うことが困難になっている家庭
- ・様々な教育資源の情報収集や活用を図っている家庭

現代の社会は、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、社会経済も変動しており、

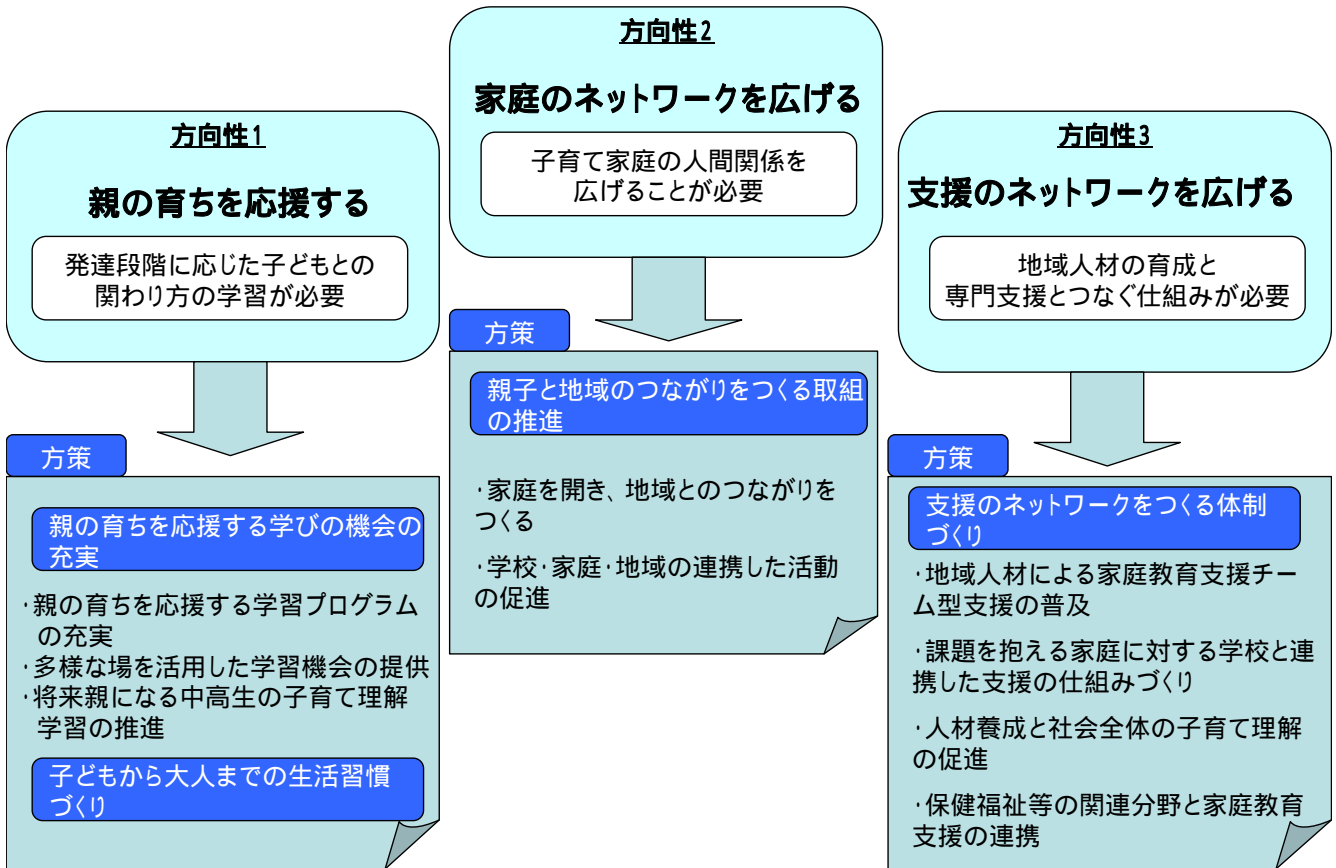
**家庭教育が困難になっている社会**とまず認識することが必要

家庭教育が困難になっている家庭への支援は、重要な社会的課題

地域により教育環境や家庭教育の状況は様々

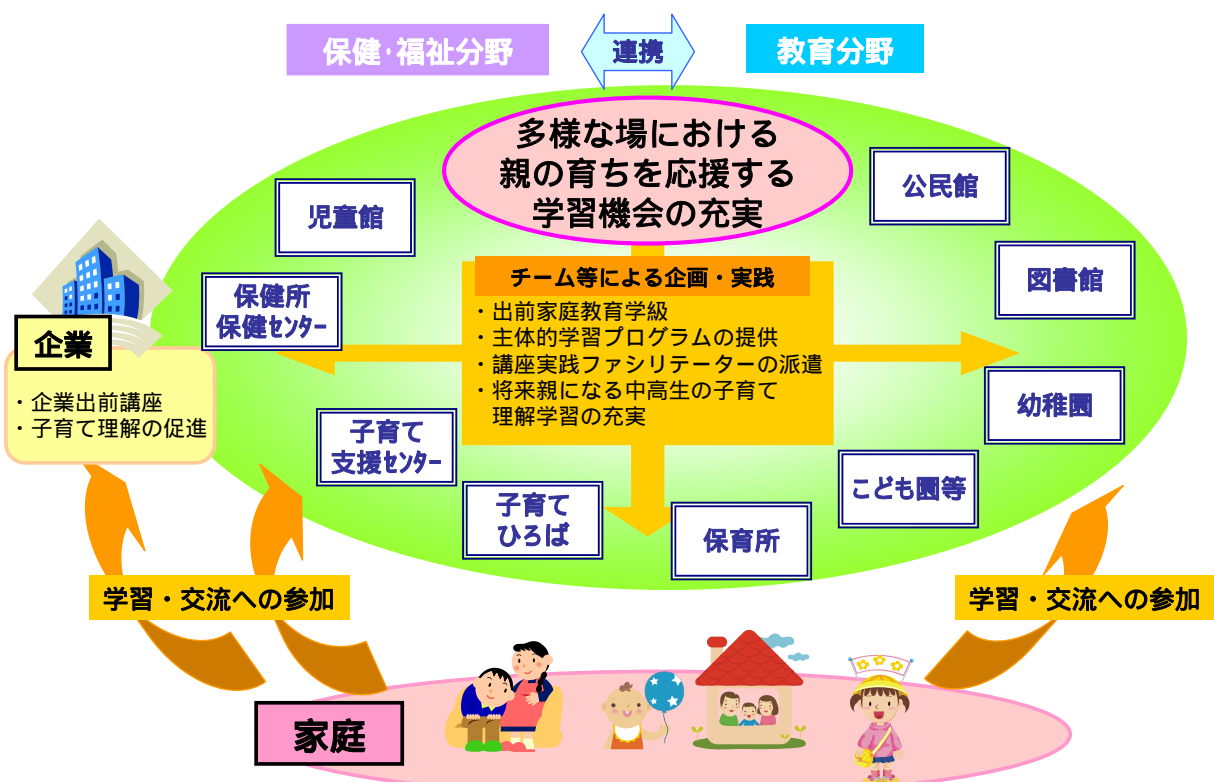
地域の取組の活性化が必要

基本的な方向性と具体的方策



乳幼児期の子育て支援の充実

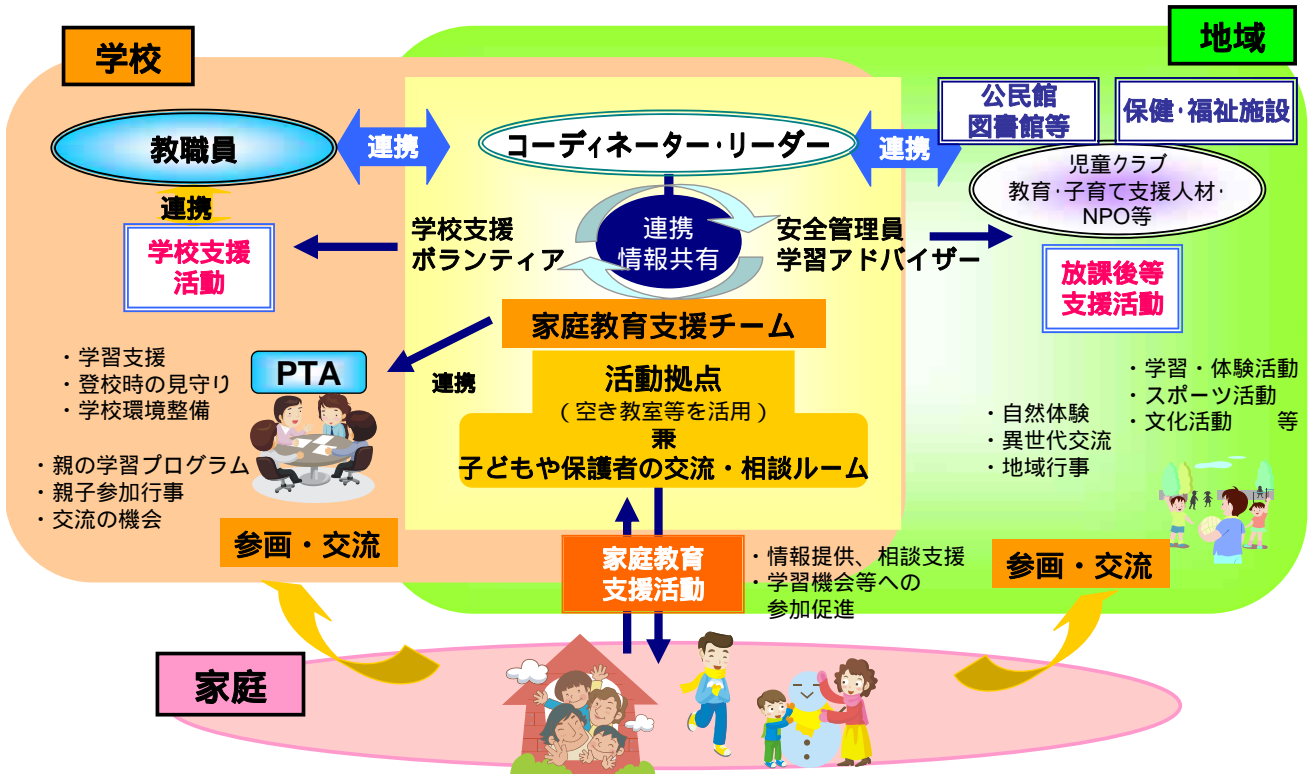
(乳幼児期)



# 家庭教育支援チームによる仕組みづくり

【学校・家庭・地域連携型】

(学童期)



# 家庭教育支援チームによる仕組みづくり

【問題予防・早期対応型】

(学童期～思春期)



家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書の概要

つながりが創る豊かな家庭教育  
～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～

家庭教育をめぐる現状と課題

家庭教育をめぐる社会動向

- 1) 家庭環境の多様化や地域社会の変化
  - ・多様化する家庭が抱える様々な課題（経済的問題、児童虐待、過干渉や過保護）
  - ・自然な教育的営みが困難になった家庭生活の変化
  - ・子育て家庭の社会的孤立
- 2) 現代の子どもの育ちをめぐる課題
  - ・社会性や自立心等の育ち（不登校、暴力行為、ニート）
  - ・体験の格差や経済格差の子どもの育ちへの影響懸念
- 3) 家庭教育が困難になっている社会
  - ・家庭の教育力の低下と認識されているが、家庭は家庭教育に努力している傾向
  - ・親子の育ちを支える人間関係が弱まっており、社会経済も変動しており、「家庭教育の困難」と認識する必要
  - ・家庭教育が困難な家庭への支援は重要な社会的課題

家庭教育支援の課題

- 1) 子の誕生から自立までの切れ目のない支援
  - ・乳幼児期は人間形成に重要だが、子育ての自信や対処能力が不足しがち、また自立の時期の支援も重要
- 2) 届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携
  - ・課題を抱えた家庭が児童虐待等、課題が深刻化することのないよう、孤立しがちな家庭へ届ける支援が必要
  - ・困難な課題を持つ家庭には、専門的支援、福祉的支援のための支援のネットワークが必要
- 3) 多様な世代が関わり合う社会で、子どもの育ちを支える
  - ・コミュニケーション能力、自己肯定感等、不足しがちな力を育むための体験や交流機会が重要
- 4) 地域の取組の活性化
  - ・地域の課題に応じた取組の活性化や地域資源の活用

家庭教育支援のあり方

基本的な方向性

- 1) 親の育ちを応援する
  - ・発達段階に応じたかかわり方についての学習が必要
- 2) 家庭のネットワークを広げる
  - ・子育て家庭の人間関係を広げていくことが重要
- 3) 支援のネットワークを広げる
  - ・地域人材と専門支援をつなぐ仕組みづくり

重要な視点

- 1) 親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す
  - ・親の意欲を高め、支え合う
- 2) 子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ
  - ・子どもの発達資産形成の観点から支援や協力が必要
- 3) 子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり
  - ・地域コミュニティの創造と地域の活性化

家庭教育支援の方策

- 1) 親の育ちを応援する学びの機会の充実
  - 親の育ちを応援する学習プログラムの充実**
    - ・体験型・ワークショップ形式の学習
    - ・虐待予防に資する子どもとのコミュニケーションやストレスの対処方法及び震災後の心のケアなど社会的課題への対応
  - 多様な場を活用した学習機会の提供**
    - ・子育てひろば等への学習プログラムの提供、ファシリテータ派遣などの乳幼児期の子育て支援の充実
    - ・学級懇談会等を活用した親の学び合い・共同学習
    - ・企業への出前講座、父親の学びと参画促進
  - 将来親になる中高生の子育て理解学習の推進**
    - ・乳幼児との触れ合い活動
- 2) 親子と地域のつながりをつくる取組の推進
  - 家庭を開き、地域とのつながりをつくる**
    - ・NPO等によるカフェ形式の交流の場や親子参加イベント
  - 学校・家庭・地域の連携した活動の促進**
    - ・学校支援活動や放課後子ども教室に保護者等を巻き込む取組

- 3) 支援のネットワークをつくる体制づくり
  - 地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及**
    - ・小中学校区等を単位としたチーム型支援の普及
    - ・活動拠点の提供や研修機会の提供等の環境整備
    - ・主任児童委員との連携によるアウトリーチ活動の充実
  - 課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり**
    - ・生徒指導等と連携した家庭への訪問や相談対応
    - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
    - ・高校中退者の家庭に対する親の相談対応等
  - 人材養成と社会全体の子育て理解の促進**
    - ・ファシリテーター等の養成、専門的助言、人材認証・登録
    - ・サポートの役割が期待される高齢者等の学びの機会の提供
    - ・企業による親子参加行事や職場体験活動への協力
- 4) 子どもから大人までの生活習慣づくり
  - ・企業と連携した生活習慣づくり
  - ・生活の自己管理が可能になる中高生向け普及啓発

国と地方自治体の役割

市町村 家庭教育支援活動をコーディネート  
都道府県 広域的ネットワーク構築、人材養成等

国 基本的方向性を示し、取組の普及や向上を図る  
保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

【別添3】

つながりが創る豊かな家庭教育  
～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～

平成 24 年 3 月

家庭教育支援の推進に関する検討委員会

## 目次

### はじめに

#### 家庭教育をめぐる現状と課題

- 1 家庭教育をめぐる社会動向
  - (1) 家庭環境の多様化や地域社会の変化
  - (2) 現代の子どもの育ちをめぐる課題
  - (3) 家庭教育が困難になっている社会
- 2 家庭教育と家庭教育支援
- 3 家庭教育支援の課題
  - (1) 子の誕生から自立までの切れ目のない支援
  - (2) 届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携
  - (3) 多様な世代が関わり合う社会で、子どもの育ちを支える
  - (4) 地域の取組の活性化

#### 家庭教育支援のあり方

- 1 基本的な方向性
  - (1) 親の育ちを応援する
  - (2) 家庭のネットワークを広げる
  - (3) 支援のネットワークを広げる
- 2 重要な視点
  - (1) 親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す
  - (2) 子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ
  - (3) 子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり

#### 家庭教育支援の方策

- 1 親の育ちを応援する学びの機会の充実
  - (1) 親の育ちを応援する学習プログラムの充実
  - (2) 多様な場を活用した学習機会の提供
  - (3) 将来親になる中高生の子育て理解学習の推進
- 2 親子と地域のつながりをつくる取組の推進
  - (1) 家庭を開き、地域とのつながりをつくる
  - (2) 学校・家庭・地域の連携した活動の促進
- 3 支援のネットワークをつくる体制づくり
  - (1) 地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及
  - (2) 課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり
  - (3) 人材養成と社会全体の子育て理解の促進
- 4 子どもから大人までの生活習慣づくり

#### 国と地方自治体の役割

- 1 地方自治体の役割
- 2 国の役割
- 3 保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

## はじめに

核家族化による親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、都市化による地域とのつながりの変化など、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。こうした中、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、文部科学省では、これまで、子育てサポーターリーダーなど家庭教育を支援する人材の養成や、地域人材と教職員経験者、児童委員・主任児童委員、臨床心理士などからなる「家庭教育支援チーム」の組織化による相談対応や学習機会の提供、「早寝早起き朝ごはん国民運動」等の支援施策を展開してきたところです。

現在、若者の引きこもり、不登校、社会格差の問題、児童虐待相談対応件数の増加など、家庭と子どもの育ちをめぐる問題は複雑化しています。また共働き世帯は増加を続けており、子育て家庭を社会全体で支える必要性はますます高まっています。子どもたちの健やかな成長のためには、こうした社会動向を踏まえた効果的な家庭教育支援施策が一層求められている状況にあります。

家庭教育支援の取組については、昭和30年代からの家庭教育学級に始まり、社会教育関係者の努力とともに、子育て支援団体や支援者の方々の高い意欲に支えられ、全国各地で特色ある取組が実施されてきました。

このような社会的活動を行う地域人材の力を活かしながら、また、地域の実情や課題に沿った施策を実施できる地方公共団体の主体性を尊重しつつ、社会的課題に応える家庭教育支援の取組を活性化していくことが喫緊の課題となっています。

このため、文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」において、これまでの家庭教育支援施策の検証と今後の家庭教育支援のあり方について検討を行いました。この報告書はその検討結果をとりまとめたものです。

近年我が国においては、人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向け、住民、NPO、企業等が社会課題の解決のため当事者として自発的に参加し、協働していく意識が高まっており、東日本大震災の発災という大きな難局に直面したことにより、このような方向性の重要性が再認識されました。家庭教育支援の取組においても、親子の育ちの応援のために多様な主体の力を結集していくことの大切さが、今私たちに共有されつつあるのではないのでしょうか。

この委員会では、社会動向を踏まえた現代の「家庭教育の困難」と今後の課題を分析した上で、家庭教育と家庭教育支援のあり方を新たに捉え直しました。親が子に対して行う教育が家庭教育ですが、家庭内に閉じて家庭教育を行うのではなく、親も子も地域や社会で他者とのつながりや関わり合いを持つことが重要で、それが家庭教育の内容を豊かにし、家庭教育の目的である子どもの社会的自立と、親が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていくことにつながります。また支援者同士がつながりを広げていくことにより、子どもと親の育ちを豊かに支えることができます。このような「つながりが創る豊かな家庭教育」のための支援の方策についても、これまでの成果を踏まえつつ検討し、親の育ちを応援する学びの機会の充実、親子と地域のつながりをつくる取組の推進、支援のネットワークをつくる体制づくり、子どもから大人までの生活習慣づくりの4つの方策を提案しました。

家庭教育支援は、親が元気になるための支援であり、それは子どもが元気になるための支援でもあります。さらに親子が元気になり、支援の輪が広がることによって、地域も元気になっていくことでしょう。

家庭教育の支援施策については、教育基本法に平成18年の改正により、国と地方公共団体の責務として明記されています。この報告書が、国や地方公共団体の施策の指針となり、各地の家庭教育支援の取組の活性化に役立つことを期待しています。

## 家庭教育をめぐる現状と課題

### 1. 家庭教育をめぐる社会動向

#### (1) 家庭環境の多様化や地域社会の変化

##### 多様化する家庭が抱える様々な課題

世界的に経済の大きな構造転換が進行し、我が国全体が、成熟社会や人口減少社会という新しい時代への対応に直面している状況の下、家庭や家族も変容し、多様化しています。

三世帯世帯の割合は、この20年間で14.2%から7.9%に低下し、親が祖父母などから子育てに関して学ぶ機会も少なくなっており、相談・協力できる人が家族にいないなど、親だけで子育てを担わなくてはならなくなっている現状があります。一方、約20年前から共働き世帯数がいわゆる専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）数を上回るようになり、その後も増加し続けています。

また、ひとり親家庭（父子世帯・母子世帯）は、78.5万世帯（平成22年）あり、20年前より約2割増加しています。日本の相対的貧困率は15.7%（平成19年）で、OECD加盟国のなかでも高い水準となっており、特に子どもがいる現役世帯のうち大人ひとりで子どもを養育している家庭の相対的貧困率は加盟国中最も高く、58.7%（平成16年）となっています。

さらに、児童虐待相談対応件数は、年間5万6千件（平成22年度）を超え、急速に増加しています。児童虐待については、親が子どもの時に受けた心の傷や、生活のストレス、社会的な孤立感などの要因が指摘されています。

加えて、東日本大震災では多くの方が被災され、子どもや子どもを支える親も、心の傷を受け、その影響が中長期的に続くことが予想されます。

また、少子化の影響もあり、過干渉や過保護への懸念や、教育について豊富な情報や選択肢がある環境の中で、教育に関心がある親ほど、子育てに悩み、心理的に追い込まれている場合もあります。

##### 自然な教育的営みが困難になった家庭生活の変化

家庭生活は高度経済成長期を経て大きく変化しました。就業形態が変化し、多くの人々が職住分離の生活を営むようになり、また、家事の合理化が進み、家庭は消費の場ともなりました。

また、長時間労働などにより、家族と一緒に過ごす時間が十分とれず、家族がそれぞれ個別に行動することもよくみられるようになり、家庭生活を運営していく具体的な経験や能力が不足しがちな家庭も増えています。家族が小家族化し、自分の子どもを持つまで、赤ちゃんに接する経験を持ったことのない人も多くなっています。さらに、都市化が進み、空き地や原っぱなど子どもの身近な遊び場は減る一方、ゲーム、携帯電話などが普及し、少子化の影響もあって、子どもの遊び集団が身近な地域で成立しにくくなっています。

このように生活のあり様が変わっていくことで、生活のなかで自然に行われる教育的な営みは難しくなっています。また、地域のつながりの希薄化によって、親や子が家庭内の関係に閉じたものとなっていくことが懸念されます。

##### 子育て家庭の社会的孤立

18歳未満の児童のいる世帯の割合は、25年前（昭和61年）の約5割（全世帯の46.2%）から、平成22年は約4分の1（全世帯の約25.3%）に大きく低下しています。また、15歳未満の子どもの人口は減少し、現在は1684万人（平成22年：総人口の13.1%）となっています。50年後（平成72年）には、791万人と現在の半分以下になると推計されています。

子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少することで、子どもや子育て家庭が、地域社会の中で



少数派になっていきます。

さらに地縁や血縁が弱まる傾向もあり、子育てのモデルが身近にない中、子育ての不安や負担感を抱え、自信が持てず、それぞれの家庭において、子育ての行き詰まり感を抱えやすい状況があります。約 4 割の保護者が、子育てについての悩みや不安を抱えています（家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究（平成 20 年、文部科学省））。

子育てについての不安や孤立は、一部の家庭におきている特別なことではなく、かなりの子育て家庭におこりうることです。孤立化した家庭で、子育てについての何らかの困難が生じた場合、それを個々の家庭のみで解決できず、課題を抱え込んでしまうこととなります。また、子育て家庭が孤立し、困難を抱えていても支援を望まない場合もあり、こうした家庭への支援のアプローチも難しくなっています。

## （２）現代の子どもの育ちをめぐる課題

### 社会性や自立心等の育ち

小学生の約 300 人に 1 人、中学生の約 37 人に 1 人が不登校であり、15 年前に比べ倍増しています（学校基本調査（平成 22 年、文部科学省））。

また、児童生徒による暴力行為は増加傾向にあり、年間約 6 万件（平成 22 年度、文部科学省調べ）となっています。

さらに、ニートの状態にある若者は 10 年間で 40 万人から 62 万人に増加し、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する（準ひきこもり）」を合わせた、広義の引きこもりは全国で 69.9 万人と推計されています（若者の意識に関する調査（引きこもりに関する実態調査）（平成 22 年、内閣府））。

こうした状況は、社会環境を背景としつつ、自分と社会とをうまく結びつけることを支える力となる、家庭や地域、社会との関わりの中で育む社会性や人間関係能力、自立心の形成などに課題を抱える子どもがいることを示しています。

### 体験の格差や経済格差の子どもの育ちへの影響懸念

子どもが心身ともに健やかに成長していく上で、様々な体験をすることは重要ですが、自然体験や友だちとの豊かな遊びの経験は、若い世代ほど減ってきています。子どもの体験が減っている背景には、都市化や情報化、少子化などの環境の変化があると考えられ、子どもの体験はある程度意図的に作らなくてはいけない状況になりつつあります。様々な条件により、こうした体験が「できる子ども」と「できない子ども」の格差が生じることが懸念されます。

また、所得格差は拡大傾向にあり、近年、就学援助の対象となる児童生徒も増加しています。経済的な格差が、家庭教育や学習機会の格差につながり、その後の就労等の格差につながるとすれば、格差の連鎖を生み出しかねません。

## （３）家庭教育が困難になっている社会

家庭の教育力が低下しているという認識は、約 20 年前から広がってきました（「青少年と家庭に関する世論調査」（平成 5 年内閣府））。しかしこれは、世の中全般に見たときの国民の認識であって、必ずしも個々の家庭の教育力の低下を示しているとはいえません。「家庭の教育力の低下」の指摘は、子どもの育ちに関する様々な問題の原因を家庭教育に帰着させ、親の責任だけを強調することにもなりかねません。

グローバル化や少子高齢化など社会が急激に変化する中、子どもが社会を生き抜く力を持つことができるよう、家庭では、家庭教育でそれぞれできることを努力している状況があります。例えば、家庭でお手伝いをする小中学生は 10 年前に比べて増加傾向にあり、また、生活リズムが身につくようしつけている保護者や、テレビゲーム等で遊ぶ時間を決めている保護者は増加

するなど、しつけに心がける親は増えています。さらに子どもの塾や習い事の利用は、増える傾向にあります。

しかしよい親になりたいと思っても、経済的な問題や生活のストレスから家庭生活に余裕がなく、家庭教育を行うことが困難になってしまっている家庭もあります。一方、教育に関心が高く、様々な教育資源の情報収集や活用を図っている家庭もあり、家庭教育が二極化している状況ともいえるでしょう。またどんな家庭においても、子育てに力を注ぎ込むあまり、子育ての悩みや不安を抱えてしまったり、また、子どもに対して過剰な期待をしたり、子どもの主体性への配慮に欠ける関わりをしてしまうという懸念があります。さらに、困難度が相対的に高くなっている都市部の家庭教育に対して、これまで日本の社会が育んできた豊かな家庭教育が地方では残っていたり、また逆に地方特有の困難さが生じていたりなど、地域によって家庭教育の状況は様々です。

現代の社会では、家族や職業のあり様や地域の人間関係が変化したことで、親子の育ちを支える様々な人間関係が弱まり、子どもを持った大人が親になっていくこと、また、子どもが家庭に生まれ、親と子の間で、また地域や社会との間で、様々な関わりを持ちながら成長発達していくことが、ごく自然に行われることが難しくなっています。それに加えて社会経済の大きな変動が、親から子へ、そしてその次の世代へと知恵や習慣を伝承していくような家庭教育を困難にしています。

家庭教育を行うことが困難になっている家庭に対してどのような支援ができるのかということ、重要な社会的課題になっていると考えられます。家庭や親の状況は様々ですが、それが子どもの将来の就労等の格差に連動することのないようにするためにも、課題を抱える家庭への支援を充実し、希望があり安心できる社会を構築していくことが重要です。

いずれにせよ、人と人のつながりが弱くなった、家庭教育が困難になっている社会の中で、今、家庭では子育てをしていると、まず教育関係者をはじめとする親子にかかわる私たちが認識することが必要です。現代の子育て家庭に対して、望ましい家庭教育が行われていないと厳しい見方がされることもあります。しかし、家庭生活や社会環境の変化の影響によって、子どもの育ちが難しくなっているという面を十分理解する必要があります。

## 2. 家庭教育と家庭教育支援

家庭教育の支援の取組は、人々の直面する課題を共に学ぶという、社会教育として行われてきました。ここで家庭教育と家庭教育支援の意味、ならびにこれまでの取組について振り返ってみます。

### (1) 家庭教育と家庭教育支援

#### 家庭教育とは

家庭教育は、父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育のことです。家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。

家庭は、家族が共同生活を営む場所であり、団らんや共同体験など愛情に支えられた生活の営みのなかで家庭教育は行われます。また家庭教育には親が意図的に子どもに働きかける場合と、日常生活をおくることで自然に行われる場合があり、後者の作用が持つ影響が大きくなっています。

家庭教育の重要性にかんがみ、平成18年の教育基本法の改正により、新たに条を設けて家庭

教育について規定されており、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的な責任を有する旨と、家庭教育の基本的な機能として、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達が掲げられています。

### **家庭教育の支援**

教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定しています。

施策を講じるにあたっては、行政が各家庭における具体的な教育の内容を押しつけることのないよう、留意する必要があります。

### **家庭教育と学校や地域社会における教育との関係**

教育の目的を実現するためには、家庭や学校だけでなく、地域社会の果たすべき役割も非常に大きいものがあります。

教育基本法は、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めることを規定しています。

家庭教育の支援も、学校や地域社会における教育と連携しながら進めていくことが重要です。その際、家庭、地域、学校及び行政が共通の認識を持って取り組むことが望ましいと考えられます。共通の認識をもつにあたって参考となる目安として、「発達資産」という考え方があります。

「発達資産 (Development assets)」とは、アメリカ合衆国ミネソタ州ミネアポリスにある研究組織「サーチ・インスティテュート」が提唱した概念で、子どもの成長・発達の各段階で身につけることが期待される、また獲得することが望ましい事柄を意味しています。そして、学校、家庭、地域のそれぞれに、子どもの発達資産の形成のための役割があります。例えば、資産の一つであるコミュニケーション能力の形成のためには、家庭においては、親子の会話を通じて言語力を育み、多くの人と交流する機会を与えること、学校においては、学級活動や学校行事又は部活動等を通じて他者との人間関係構築能力を育成すること、地域においては、挨拶活動や地域活動での子どもへの役割を付与することなどが期待されます。

現代社会では、家族のすがたや機能が変化していることによって、家庭教育を難しくしていることがあります。例えば兄弟姉妹の数が少なくなることによって、自分と似たような年代の子どもと遊ぶ機会が減ることが懸念されますが、この場合、家族と家族のつきあいや交流を進めたり、協力しあうことで、家族の機能を補完することができます。また、地域は、他の家族との交流機会の提供などを行うことができます。

大切なことは、家庭・地域・学校それぞれが、目標を共有しながら、相互に協力・協働し、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し実践していくことです。

## **(2) 家庭教育支援の実施状況**

### **自治体の実施状況**

家庭教育支援施策の実施状況について、文部科学省で全都道府県・市区町村を対象としたアンケート調査を行ったところ、その概要は以下のとおりです。

「乳児期から思春期までの親向けの学習機会の提供」や「電話・面接による相談事業」、「子育てサークルや親同士の交流の促進」、「子育てサポーター・子育てサポーターリーダー等の人材養成」、「協議会等の組織化」、「家庭教育セミナーや保護者向けの広報資料等の提供」、「生活習慣づくりの取組」は、教育委員会等（内容によっては保健福祉部局）において、概ね 50

～70%の自治体で行われていました。

これらに比較して、「中高生等と幼児・親との交流」、「父親向け学習講座」、「企業への家庭教育情報の提供」、「人材認定等の実施」、「地域の人材等による支援チームの組織化」、「早寝早起き朝ごはん運動等の地域全体での啓発等」が行われている自治体は、20～30%程度であり、地域により差がみられました。

なお、父親向けの学習講座は、子育てへの男女共同参画をテーマとしたものや乳幼児期向けの講座は一定程度実施されていますが、学童期・思春期向けの学習講座は少ない状況でした。

財源については、学習講座や相談事業は自治体の単独予算による実施割合が高く、協議会や支援チームの組織化については、国の補助金や委託費の活用による実施割合が高い状況となっていました。

連携については、現在の協議会や支援チームは、行政（教育委員会や保健福祉部局）や幼稚園・保育所及び小中学校との連携を行っている割合が高く、また民生委員・児童委員や、児童館等の福祉機関、子育てサークル・団体・NPOなどとの連携を行っている割合も比較的高い状況でした。

今後特に連携を強化する必要がある分野は、「学校（校長、担任、養護教諭等の教職員）」、「保健・福祉機関、関係者」が高く、また都道府県は「企業、商工会」、政令市は「PTA、子育てサークル、NPO等」、市区町村は、「保育所・幼稚園」、「学校の外部専門人材（SC（スクールカウンセラー）SSW（スクールソーシャルワーカー）特別支援員等）」をあげるところが多くありました。「学校支援関係の地域人材（学校支援地域本部や放課後子ども教室のコーディネーター等）」も一定程度あげられていました。

施策展開上の課題としては、全般的に「困難を抱える親等への効果的な取組がない」ことを挙げる自治体が多く、また、都道府県は、「予算が少ない」、「養成した人材の活動の場所等の不足」、市区町村は、「ボランティア、リーダー等の人材不足」をあげるところが多くありました。また、国に求める施策としては、「社会全体の機運の醸成を図る取組」、「地域格差の是正や取組の活性化のための財政支援」、「関係府省の更なる連携の促進」などが多くありました。

## これまでの施策の評価

これまでの施策について、委員会では以下のような評価がありました。

### 学習講座型支援

学習講座の開設等による支援は、すべての親子に対して開かれた基本的な学びや交流の機会の提供として意義がありますが、支援が届きにくい家庭をこうした場へとつなげる仕掛けがあるか、当事者性やニーズに対応した講座内容になっているかどうか等については、必ずしも十分ではありません。また、講座の対象も母親に偏りがちです。講座の企画の段階の仕組みを工夫することが必要と考えられます。

### チーム型支援

家庭教育支援チーム等の組織化については、地域人材の意欲を引き出し、養成された人材が活動する場をつくった事業と考えられます。また、住民の目線で支援するユニークな仕組みであり、地域によって多様なやり方が可能な点に特色があります。そして、そうした柔軟さを尊重しつつ、今後事業を継続させ、各地域に根ざした取組としていくことが課題と考えられます。

チームを組織する場合、地域特性や地域の資源によって様々な体制や活動内容があり得ます。チームには、チーム員や親子、児童生徒、関係者が集える拠点を学校に置き、居場所や関係者の交流の場を提供している取組や、保健師やスクールソーシャルワーカー等の専門人材や児童委員・主任児童委員などの地域の子どもを見守る中核的な人材が加わることで、支援の質や信用を高め、地域とのネットワーク力を向上させている取組などがありました。

全国で278のチーム（平成23年8月現在）が活動していますが、だれもが身近な場所で、こうした地域ぐるみの子育て支援を受けたり、チームの活動に参加できるようにするためには、モデルを示しながら全国に広く普及させていくことが必要と考えられます。

### 「早寝早起き朝ごはん」国民運動

子どもの体力や気力の低下の要因の一つとして、生活習慣の乱れが指摘されてきましたが、根拠を示しながら、「早寝早起き朝ごはん」というわかりやすい言葉で啓発を行ったことで生活習慣づくりが一定程度浸透したと考えられます。しかし、若い保護者やこれから親になる世代、また知識が十分でない子ども等に対する情報提供はまだ不十分と考えられます。中高生は、食生活等の乱れが見られる一方、保護者のかかわりが減り、生活リズムを自ら律していく必要が増す世代です。携帯電話の過度な利用による夜型化等の影響も大きく、中高生に対する啓発に取り組んでいく必要があります。

また、子どもの生活習慣には、家庭環境だけでなく、保護者の職場環境を通じて企業活動が影響を与える可能性があり、就寝時間の改善を含む基本的な生活習慣の定着を進めていくためには、働く親や企業等、社会全体の理解や取組を促進する必要があります。

### その他

家庭教育支援の取組は、乳幼児期から青年期まで、発達段階で途切れのないことが必要です。

学童期以外の、乳幼児を持つ家庭や高校未就学者や中退者を持つ家庭は、学校とのつながりが途絶え、孤立しがちです。こうした義務教育段階以外の子どもを持つ家庭に対しても、教育分野からのアプローチを、切れ目なくしていくことが必要です。

## 3. 家庭教育支援の課題

1及び2を踏まえた、家庭教育支援として今後取り組むべき課題は以下のとおりです。

### (1) 子の誕生から自立までの切れ目のない支援

乳幼児期の家庭教育は、子どもにとって、親等への愛着形成により人に対する基本的な信頼感が醸成されるなど、生涯に亘っての人間形成に資する面が大きい重要な時期です。しかし、自分の子どもを持つまで育児の経験をしたことがない人が増えており、子育ての自信や対処能力が不足しがちになっています。また、発達の個人差や育てにくさに不安や悩みを感じやすいのもこの時期です。さらに乳幼児の子どものみを持つ家庭は、子育ても家庭が中心となることから、不安や悩みを抱えたまま孤立しがちです。

子どもの人生の最初の時期、親にとっての子育ての最初の時期の支援を充実することが必要です。妊娠期のこれから親になる家庭や乳幼児を持つ家庭を対象とした学習機会とともに、子どもを将来持ち、今後親になる世代に対して、親になることについて学ぶ機会が提供されることも重要と考えられます。

また、子どもの成長発達につれて、家庭教育の課題も変わってきます。自立に困難を抱える若者が増えている現代の社会では、子どもが学齢期となり、さらには青年期を迎えるにあたって、家庭における親の役割について悩みを感じる人は少なくありません。親として子

どもにどうかかわっていくかということについて、子どもの自立まで継続して学びを支援していくことが重要です。

## (2) 届ける支援(アウトリーチ)と福祉等との連携

課題を抱えた家庭の孤立化は、課題の深刻化につながります。家庭教育を行うことが困難になっている孤立しがちな家庭や親へ支援を届ける取組(アウトリーチ)を推進していくことが課題です。

特に児童虐待防止の取組を強化することが社会的な課題となっていますが、児童虐待の発生予防に資するよう、親の学びの支援とともに、孤立防止のためのつながりづくりを一層進める必要があります。

子どもを持つ家庭を訪問して、不安や悩みをきいたり、情報を提供したりする活動のほか、参加しやすい内容の交流行事や場の設置等により、つながりにくい家庭につながるための工夫をする取組も有効です。こうした取組においては、身近な地域で顔が見える関係を構築でき、悩みを持つ親と同じ立場で柔軟な活動ができる地域人材と連携・協働していくことで、きめ細かく支援を届けていくことが可能になります。

また、不登校、非行、引きこもりなど、困難な課題を持つ家庭に対しては、身近な地域人材による支援とともに、専門家や専門機関・団体等との連携が重要です。さらに、福祉的な支援や保健・医療的なケアが必要な課題については、保健福祉行政や福祉機関、保健医療機関等との連携を進め、支援のネットワークをつくっていくことも課題です。

## (3) 多様な世代が関わり合う社会で、子どもの育ちを支える

家庭の社会的孤立は、親の問題だけでなく、子どもの自立や社会化の問題につながっていると考えられます。子どもの発達資産の研究によれば、今の子どもには、小学生では「子どもの社会的役割」「大人の規範としての役割」「家庭の規範」「コミュニケーション能力」などが不足しています。また中高生では、「肯定的アイデンティティ(自己統制力、自尊心、目的意識、将来展望)」などが不足しています。(*「子どもの発達過程における発達資産についての調査研究報告書」*(平成17年度国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)、*「日本の子どもの発達資産に関する研究」*(2010年相原次男、ウィルソン・エイミー、岩野雅子))

子ども自身が選択、決定するという機会が少なく受け身がちな教育環境では、達成感や自己肯定感(セルフ・エスティーム)を育てることは難しいと考えられます。子どもが家庭や地域、学校で様々な役割を持ち、自分を生かしていく力を身につけることができるような環境づくりが必要です。

また、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組が各地で進められるようになりましたが、子どもの生活習慣は、生活の夜型化やメディアの利用など、大人社会の生活のあり方とも関係しており、社会全体での取組による生活習慣づくりの定着も課題となっています。

子どもの育ちを支えていくため、子どもとのかかわりが期待される、様々な世代や立場の者の理解や取組を促すことが必要です。子どもや子育てに関する理解者が社会の中に育成され、子どもの成長発達を手助けする人が増えていくことで、家庭教育を困難にしている環境を改善し、支えていくことができます。また、子どもにとって、様々な世代や主体との出会いや体験・交流は、多様な価値観や実社会に触れる機会となり、特に10代の子どもの豊かな成長のために大切です。高齢者と子どもとの交流や、中高生や大学生を社会の担い手ととらえた取組など、様々なライフサイクルの者が交流する社会の輪を広げていくことが重要です。

また、社会の構成員には企業も含まれます。企業に子どもの成長発達についての理解や家庭生活との調和の重要性などについて普及啓発を行い、ワークライフバランスの推進や子育て支援に関する地域貢献活動を促していくことも課題です。

#### **( 4 ) 地域の取組の活性化**

地域によって、家庭生活や教育環境、また親族や地縁によるつきあい方などが異なり、家庭教育支援の課題も様々です。

家庭教育が困難になっている社会において、地域の状況や課題に応じた取組が活性化していくことが重要です。また地域により取組状況にも差があることから、人材の養成や地域の資源の活用について、具体的な取組の手順やモデルを共有していくことが課題です。

## 家庭教育支援のあり方

### 1. 基本的な方向性

#### (1) 親の育ちを応援する

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが「生きる力」の資質や能力を身につけていく基礎をつくることから、子ども自身が持つ発達する力をサポートするような適切な家庭教育を受けることは、すべての子どもにとって重要です。しかし、子どもを持つ親が、子どもをどう育てていくかということ、初めから知っているわけではなく、発達段階に応じた子どもとのかかわり方についての学習が必要です。

家庭教育は親子という私的な関係を通じて行われるとみられがちですが、同時に社会の形成者としての子どもを教育するという社会的な側面もあります。

このため、家庭教育を個々の家庭の努力のみに委ねることなく、担い手である親が学んでいくことを社会として支えていくことが必要です。

親の親としての学びや育ちを応援することが、家庭教育支援の基本です。

その際、親の元気や子どもを育てようという気持ちがまず大切であり、子育てを楽しむことや親自身の人間としての成長を支えていくことが重要です。

なお、家庭生活の営み自体に課題を抱えている家庭では、親子が日常生活をともにする中で行われる自然な家庭教育を困難にしていることがあります。家族の愛情と信頼に基づく、安らぎのある楽しい家庭をつくるのが、家庭教育の環境として最も大切なことです。家族間のコミュニケーションや家事についての協力・工夫など、家庭生活の営みについての学びの応援も家庭教育の支援の一環として取り組んでいくことが求められています。

#### (2) 家庭のネットワークを広げる

家庭が小家族化・核家族化し、親族とのつきあいや地域の人間関係が弱くなっている社会環境の変化を踏まえ、子育て家庭の人間関係を広げていくことが必要です。親にとって、同じ悩みを抱える親や子育ての先輩など、当事者と同じ立場で課題を考えることができる身近な人とつながることで、安心して子どもとかわることができるようになります。親の学習活動は、こうした地域のつながりがある環境の下で行われていくことが重要です。

また、親子が家庭に閉じることなく、外に開かれ、地域や学校とのかかわりを持ち、必要ときには地域のサポートを活用できるように応援していくことが大切です。親の人間関係の広がり、子どもにとっても、地域の大人との豊かなかかわりを広げます。

#### (3) 支援のネットワークを広げる

親子と地域とのつながりをつくり、親の学びや育ちを応援する家庭教育支援の取組を進めていくに当たっては、親に対して気軽に相談に乗ったり、きめ細やかな助言を行う等の「子育てサポーター」等の地域人材が重要な役割を担います。また、地域における家庭教育支援活動の企画・運営、コーディネーターや地域人材の資質向上等を担う「子育てサポーターリーダー」等の人材も重要です。

さらに、家庭の抱える複雑な課題に対応していくためには、身近な人材による支援にとどまらず、必要なときには、専門家や専門機関・団体等による支援につないでいく仕組みをつくる必要があります。このためには、家庭教育の支援の取組を、学校や地域における、NPO等による様々な教育支援活動の取組と連携しながら進めていくとともに、教育分野の取組と保健福祉分野の取組の連携・協力を図る仕組みづくりが重要です。



## 2. 重要な視点

### (1) 親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す

親が自ら課題解決をしていくことができるような学びの機会が確保されることが必要です。こうした親の主体性を尊重した学びによって、親が主体的に子育てや社会参画する意欲が高まり、親自身が育ち、支え合いや、支援された者が今度は支援する者になるなど、支援の循環が生まれていきます。

### (2) 子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ

家庭教育支援の目的は、親の支援を通じて、子どもの育ちを支えていくということにあり、人間の育ち、子どもの発達資産形成の観点から、家庭教育の支援活動を行うとともに、学校や地域の関係者が協力をしていくことが必要です。特に子どもが社会の一員としての自覚を持ち、自立した人間として育つためには、子どもも家庭や社会の一員としての役割を発達段階に応じて持ち、人の役に立つ喜びを実感し、自己肯定感を高めていけるような経験を増やしていくことが重要です。また、親やまわりのサポートでは、子ども自らが必要な力を獲得していくため、子どもの主体的な関わりを重視することが大切です。

### (3) 子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり

未来の地域づくりの担い手である子どもたちの育ちを地域で支えることが、地域コミュニティの創造や地域の活性化につながっていきます。地域住民、子育て支援団体、NPO、企業など、地域の多様な主体が参画し、祖父母世代から将来親になる世代まで、多様な世代がかかわり、子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域をつくる視点が重要です。

## 家庭教育支援の方策

以下では、今後の家庭教育支援の具体的な方策を示します。これらは、文部科学省や地方自治体（教育委員会）において、関係府省・関係部局とも連携を図りながら、積極的に自ら、または地域の多様な主体と地域住民の取組を促すように、取り組むことが期待されるものです。

また、家庭教育支援に携わる地域の方々、企業、NPO等の民間セクターなど、家庭教育支援の取組の担い手として期待される多様な主体の方々や、行政の関連部局（学校教育、保健福祉）や学校等の関係者にも、今後の活動や施策の展開に当たっての参考となることを期待します。

### 1 親の育ちを応援する学びの機会の充実

#### （1）親の育ちを応援する学習プログラムの充実

##### 親育ちのための学習プログラムの充実

子どもの人間形成やしつけに大きな役割を果たす親等に対し、親同士の学び合いや仲間づくりの機会を提供し、子育てへの自信や対処能力を持たせることができるような、当事者の主体性を重視したり、体験型・ワークショップ形式の学習を工夫したプログラムや講座を開発・充実することが必要です。

さらに、親が自分の子育てを振り返ったり、悩みを語り合える内容を取り入れていくなど、親の自発性を引き出していく工夫が大切です。また、学習プログラムや講座の企画や実施に当たっては、地域の支援人材の参画が望まれます。

##### 社会的課題に対応した学習内容の充実

児童虐待を引き起こす要因として、社会的な孤立感や子育ての不安、育児能力の低さの問題が大きいことが指摘されています。虐待防止に資するよう、子どもとのコミュニケーションや親自身のストレスの対処方法等について、気づきや学び合いを促す機会が大切です。

また、中長期的に影響が続くことが想定される震災後の不安やストレスに対し、保護者の心のケアと安心の回復が子どものためにも必要であり、家庭教育支援人材が、親子の状況を理解し、身近なかかわりの中でできるサポートについて学び、支援活動に取り入れていくことが望ましいと考えられます。

こうした喫緊の社会的課題に対応するため、親向け及び支援者向けの学習プログラムの開発や講座内容の充実を図っていく必要があります。

#### （2）多様な場を活用した学習機会の提供

##### 乳幼児期の子育て支援の充実

家庭教育に関する学習プログラムや講座等は、子どもの発達段階に応じて学校や公民館の場等で提供されており、引き続き、こうした場が重要な役割を担います。学校での学習機会の提供は、保護者と教員との間の信頼・協力関係の構築にも効果が期待できます。

一方、乳幼児期の子育て家庭を対象とした支援を充実させていくためには、地域における子育て支援の様々な取組と連携して、さらに親子が日常的に利用する多様な場において学習機会を提供していくことが必要です。

保健所や市町村保健センター、また保健師と連携することは、すべての親子につながるために有効です。また、子育てひろばの設置や専門家による相談対応など、子育て支援の取組が保健福祉行政や地域のNPO活動等として行われています。さらに、幼稚園や保育所等では、保護者に対する子育て支援の取組の充実が推進されています。

家庭教育支援を担当する教育委員会等としては、こうした取組に対して、親に対する学習プログラムを提供したり、学習プログラムを運営するファシリテーターの養成・派遣を行ったりと、また、読み聞かせの活動等の地域人材によるきめ細やかな支援活動を組み合わせていくなど、地域において総合的な子育て支援を充実させていくことが重要です。

### **親の学び合い・共同学習の推進**

幼稚園・保育所や小学校等の場合は、保護者につながるための拠点として重要であり、学びのスタイルとして、学級懇談会等を活用した、親の学び合いや共同学習も大切です。

先輩保護者との交流、また親同士の仲間づくりや語り合いができる場の提供を、幼稚園・保育所等や小学校において、PTAや学校支援地域本部、放課後子ども教室、学校運営協議会等とも連携しながら、一層進めていくことが大切です。

幼稚園・保育所等や小学校には、子どもの様々なエピソードについての情報が蓄積されています。学級懇談会等で、親たちが、教員・保育士を交えて語り合うことは、子どもの個性を理解し、発達段階や子どもの特性に応じた親のかかわり方を理解することに役立ちます。

### **職場での学びの機会の提供**

働く親向けの学びの機会の提供のため、企業への家庭教育に関する出前講座の実施等を進める必要があります。特に学習機会に参加しにくい父親の学びと、家庭教育への積極的な参画を促していくことが重要です。

## **(3) 将来親になる中高生の子育て理解学習の推進**

### **将来親になる中高生の子育て理解学習の推進**

中高生など将来親になる世代が親になることについて学ぶことができるよう、学校に乳幼児とその親を招いて触れ合う活動をしたり、子育てひろば等に中高生が訪問し、乳幼児と触れ合う活動をするなど、子どもが育つ環境としての家族の役割や、子どもを生み育てることの意義等について学ぶ機会の提供を積極的に図る必要があります。

また、家族の役割や子育ての大切さに加え、命を大切にする心や自分を愛する気持ちを育み、世代間の理解などを深める効果が期待され、さらに、乳幼児を持つ親にとっても、こうした活動に参加することで、他の親子や子どもと触れ合い、自らの子育ての参考とすることができま

す。

## **2 親子と地域のつながりをつくる取組の推進**

### **(1) 家庭を開き、地域とのつながりをつくる**

#### **家庭を開き、地域とのつながりをつくる**

地域のつながりが希薄化する傾向にある中、子育て家庭が他の子育て家庭や地域とのかかわりや交流を持てるような、日常的な親子の居場所は大きな役割を果たします。

気軽な集い・語らいの場となるカフェ形式の交流の場や、親子で参加できる楽しいイベント形式による交流の場など、親子がゆったりできる場、あるいは楽しい場であって、参加するに当たっての敷居が低く、誰でも参加しやすいものが、地域とのつながりづくりとして重要です。また、子どもの発達段階に応じて大切な遊びや様々な体験を共有することができる機会として重要です。

こうした場づくりは、子育て支援団体、NPO、青少年教育団体や、おやじの会や母親クラブ等の団体の活動において積極的に取り組まれています。これらをさらに促進すること

が大切です。また、家庭へ地域の人を招く取組など、家庭を開くという観点も取り入れていくことが望めます。

## (2) 学校・家庭・地域の連携した活動の促進

### 学校・家庭・地域の連携した活動の促進

学校支援地域本部や放課後子ども教室、学校運営協議会など、学校を核とした教育支援活動に取り組む地域が広がりを見せています。こうした場に、親子を巻き込んでいく取組も有効です。親は、他の家庭の子どもとの交流により、自分の子育てを振り返るよい機会ともなります。また子どもも、身近な地域の大人や異年齢の子どもと交流する機会が大切です。具体的には、保護者に学校支援活動の担い手として参画を促したり、放課後子ども教室等に中高生等に支援者としてかかわってもらう等の方法が考えられ、こうした学校・子ども支援活動に保護者等を巻き込む、学校・家庭・地域が連携した活動を一層推進することが大切です。

また、これらの取組に親が積極的に参画することは、子どもと学校を通じて、親と地域の大人、団体等を結びつけるとともに、両者の相互の理解を深めることにもつながります。

## 3 支援のネットワークをつくる体制づくり

### (1) 地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及

#### 家庭教育支援チーム型支援の普及

学校や専門機関の支援が届きにくい家庭に対して、身近な同じ立場で支援することで、支援が届きやすいことを踏まえ、地域人材を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて、小中学校区等を単位として一層進めていくことが重要です。

構成員は、子育てサポーターリーダーを中心に、子育てサポーター、PTA関係者等の地域人材が中心となり、そこに保健師、臨床心理士等の専門人材が加わることが考えられます。

また、活動内容としては、参加しやすい学びや交流の機会を企画し、そうした場への孤立しがちな家庭の参画を促したり、地域の子育て支援に関する情報をわかりやすく提供したり、また、課題を抱える家庭に個別に寄り添いながら相談対応を行う等が考えられますが、地域課題に応じて、またチームの体制を踏まえて、柔軟に取り組んでいくことが大切です。

#### チームの活動を支えるための環境づくり

教育委員会等へのコーディネーターの配置、学校の空きスペースなどの活動場所や活動拠点の提供、NPOの参画や企業の協力等の運営についての助言、チーム員に対する継続的な研修機会の提供など、チーム等の組織化と持続的な活動を促進するための取組を進めることが重要です。

また、研究協議会の開催等により、地域の支援者のネットワークの構築や、地域の課題や特性に応じた多様な取組手法や活動ヒントについての情報共有に努めることが必要です。

#### 家庭教育支援活動と主任児童委員・児童委員との連携の推進

地域人材によるアウトリーチの活動では、家庭の抱える課題そのものの解決が求められているわけではありません。親が必要に応じて専門機関・団体等の支援も活用して、課題に自ら対処することができるよう、身近な相談対応やきっかけづくりなどの支援が求められています。

主任児童委員・児童委員は、地域における子どもの見守りや家庭訪問の活動に、児童福祉の観点から専門的に取り組んでおり、家庭教育支援チーム等に、主任児童委員・児童委員が

参画していくことにより、アウトリーチの活動が充実していくことが期待できます。

## (2) 課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

### 家庭教育支援活動と学校との連携の推進

家庭教育支援チーム等の活動に当たっては、子どもたちの状況を日常的に把握している教員との意見交換や、生徒指導主事や養護教諭等による生徒指導や健康相談に係る校内委員会等との連携を図り、家庭への訪問や相談対応等を行うなどの取組が、すべての親子につながるために、また、課題を抱える家庭に対する効果的な支援のために重要です。

家庭を訪問するアウトリーチの活動は保健福祉部局においても取り組まれています。乳児以降の子どもがいる家庭に対して、家庭教育支援チーム等が、学校と連携しつつ、継続的なアウトリーチの活動を実施できる仕組みとして活用されていくことが望まれます。

### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材が配置されている場合には、家庭教育支援チーム等の活動に当たって、連携を図り、福祉機関等関係機関・団体とのネットワークづくりを促していくことが望まれます。

また、スクールソーシャルワーカーは、家庭の抱える課題の複雑化や多様化に伴い、環境に対して働きかけをする専門家として、課題解決に向けた有用な役割を果たすことが期待できることから、家庭教育支援の視点からも、養成の促進と更なる配置の促進を図ることが重要です。

### 高校中退者の家庭に対する支援

社会に出る前段階で課題を抱える親子に対する支援として、中学校卒業時及び高校中退時の進路未定者等について、学び直しや自立支援を受けられるよう、家族・本人の了解の下、学校や教育委員会の情報をもとに、家庭教育支援関係者等が専門機関・団体等につなげたり、親の相談対応を行うなどの取組を進めることが望まれます。

## (3) 人材養成と社会全体の子育て理解の促進

### 人材養成の推進

家庭教育支援の取組を活性化していくためには、その基盤となる人材の養成が重要です。家庭教育支援チーム等の中心となる、子育てサポーターや子育てサポーターリーダー等の家庭教育支援を担う地域人材の養成を進めることが必要です。子育ての先輩やPTA関係者等の人材のほか、大学生をサポーターとして養成することも考えられます。

また、養成した地域人材に対する継続的な研修の機会が大切です。その際、家庭の抱える課題の複雑化に対応していくため、専門家等の助言を受ける機会を取り入れていくことも望まれます。また地域人材が円滑に活動できるよう、教育委員会等による人材の認証や登録、周知などの支援が大切です。

さらに保護者の主体性を重視した学習プログラムや講座等を効果的に運営するファシリテーター等の養成も重要です。

今後、取組をさらに総合的に活性化していくためには、家庭教育の関係者だけでなく様々な地域とのつながりを持つことも重要であることから、地域人材の養成に当たっては、学校支援

や放課後活動など子どもと関わる多くの地域人材と合同で研修を行うなど、情報共有やネットワークの構築を促すことも効果的です。

加えて、家庭教育支援活動を担う地域人材に対して専門的助言等を行う人材を、教育、心理、福祉、保健、医療等の有識者や専門職等から確保し、人材養成の体制を整備していくことも望まれます。

また大学等においても、今後必要とされる専門職や支援人材のあり方を踏まえ、家庭教育支援に関わる学習機会の提供や人材養成に向けた取組を充実することが望まれます。

### **子育て理解の推進**

祖父母や高齢者が子育てのサポートの役割を担うことへの期待が高まっていますが、シニア世代と親世代では、子育てについての認識に世代間のギャップがあることもあります。祖父母や高齢者向けに、最近の子育てについて学ぶ機会の提供が必要です。

また、子どもを持たない者など、子どもとのかかわりが少なくなりがちな者も対象として、子育てについての理解の促進や、親子に対する声かけなど、子育て家庭を見守る支援の輪を広げる啓発等を進めることが大切です。

### **企業による家庭教育支援の推進**

家庭教育サポート企業制度等を自治体で創設するなど、企業に対し、子どもの健全な成長のための親子参加行事や子どもの職場体験活動への協力などの働きかけを進めることが重要です。親子の多様な学びのために、企業の持つ人材や場を活用していくことが望まれます。

## **4. 子どもから大人までの生活習慣づくり**

### **企業と連携した生活習慣づくりの推進**

働く親が、子どもと接する時間を十分持ったり、地域とのかかわりや交流を持つためには、仕事と生活の調和が不可欠です。

生活習慣は、「ワーク（仕事）」と「ライフ（生活）」のバランスを取るため、両方の基礎となる重要なものです。生活習慣づくりを土台にしたワークライフバランスは、生活が充実することによって仕事に良い影響を及ぼすことも期待され、企業にとっても、メンタルヘルスや生産性の向上、さらには人材の確保などのメリットがあります。

生活習慣づくりについての企業側の認識の醸成のための啓発や具体的な取組方法の情報提供等により、ワークライフバランスにつながる企業と連携した生活習慣づくりの推進を図ることが重要です。

### **中高生向けの生活習慣づくりの推進**

子どもの心身の健康や意欲を高めるためには、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となります。生活習慣づくりが、自分自身をマネジメントする力（自己管理能力）を身に付けていくことの基礎になることも期待されます。生活習慣づくりの新たな展開として、朝ごはんを自分で作ったり、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を進める必要があります。

## 国と地方自治体の役割

地域の特性により課題は様々であり、求められる具体的な家庭教育支援の内容は地域により異なります。このため、地方自治体には、主体的に地域のニーズや課題を見出し、に掲げた方策を参考に、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を具体的に進める役割を期待します。

そして、地域の多様な主体と地域住民には、各地で行われる家庭教育支援の取組の重要な担い手として参加していくことを期待します。国は、地域の創意工夫による様々な主体的な取組を促進するような取組を行っていく必要があります。

### 1. 地方自治体の役割

#### (1) 市町村

##### **家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割を担う。**

具体的な支援活動の企画・実施や、地域人材等による活動のコーディネート、地域住民、NPO、学校、公民館、専門機関、企業等の地域の様々な関係者との連携・調整、家庭教育支援チーム等の組織化と運営のサポート、調整や合意形成を図る場としての協議会の組織化・運営等により、取組を進めていく。

#### (2) 都道府県

##### **地域の家庭教育支援の取組を活性化するための仕組みを整備する。**

協議会の組織化等により、地域課題や支援手法等の検討、学習プログラムの開発、取組状況の検証等を行うとともに、広域的な関係者のネットワーク構築を促進していく。

また、広域的な観点や地域間の取組の格差是正の観点から、市町村や地域の様々な主体に対し、情報提供や助言、その他の必要な支援を行っていく。

さらに、人材の養成や研修機会の提供、NPO活動に対する支援など、自律的かつ持続的な取組を継続できるような環境の整備を図るとともに、地域におけるモデル的な取組の推進や普及啓発など、広域的な観点から家庭教育支援の施策を進めていく。

### 2. 国の役割

##### **家庭教育支援の基本的な方向性を示す。**

社会動向を踏まえた家庭教育支援の目指す方向性とそのための基本的な方策を検討し、示していく。その際先導的取組の把握や分析も含め、必要な調査研究を行っていく。

関係府省や関係制度との連携を図るとともに、地方自治体や関係者との意見交換や情報共有を行いながら、全国的な観点から家庭教育支援の施策を進めていく。

##### **全国的な研究協議等により、家庭教育支援の取組の普及や向上を図る。**

家庭教育支援の取組の全国的な情報共有や、成果の評価、研究協議、研修機会の提供等を行い、取組の改善を促進し、継続的な発展や向上を促す。また、家庭教育支援の取組のうち優れた事例の全国的普及を図っていく。

家庭教育支援の必要性や社会全体の子育て理解を促すための全国的な普及啓発を行っていく。

### 3 . 保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

子どもに関する施策については、教育委員会と母子保健・児童福祉の担当部局が重要な役割を担っており、その他、労働、医療など多くの関連部局があります。また、教育委員会内においても、生徒指導や健康相談を担当する部局など、家庭教育支援に関連する部局があります。

家庭や親子に対する支援は、こうした行政の関連部局が、相互に調整と連携を図り、課題とそれに対する対応についての共通理解を持ちながら、施策を進めていくことが重要です。

さらに、市町村など広域段階、さらに都道府県や国の段階のそれぞれにおいて、情報共有や連携した取組を進めることが大切です。

に掲げた方策のうち、乳幼児期の子育て支援の充実、将来親になる中高生の子育て理解学習、親の学び合い・共同学習、家庭教育支援活動と主任児童委員・児童委員との連携等は、教育分野と保健・福祉分野が連携した取組であり、しっかりと連携していくことが望めます。また、課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくりをはじめとする多くの方策は、教育委員会内の関連部局の相互連携と、学校現場における家庭教育支援の取組に対する理解と協力が重要です。

さらに現在政府において、幼保一体化を含む子ども子育て新システムの構築についての検討が進められています。その中では地域の子ども・家庭に対する支援の強化の方向性が示されており、本報告書はこれと軌を一にしています。子どもたちの健やかな育ちのための新たな仕組みが導入された際には、その仕組みに沿って、親子が地域とのつながりの中で元気になることを目指した家庭教育支援の取組が一層進むことが期待されます。